

提出された意見に対する考え方

No.	提出された意見の要旨	実施機関の考え方及び修正した内容	修正
1	史跡内各所の現状の写真や構成要素の写真がなく、どのようなものかが分かりづらいので、写真を追加してほしい。	史跡佐伯城跡の各曲輪や、名称のみでは分かりづらい構成要素について、写真を追加して掲載します。	有り
2	城山は、史跡としての価値だけではなく、自然環境や市民の日常的な利用が相互に支え合うことで成り立っている。保存活用を考える上では「史跡・自然環境・市民利用」を並列的に捉える視点が望ましく、それぞれの価値を優先順位なく明示してほしい。	本計画は、国指定となった史跡佐伯城跡の保存活用のための計画です。そのため、史跡としての価値を主軸に、それ以外にも認められる価値として、城山の自然環境を取り上げる構成としています。	無し
3	城山登り口のトイレをきれいに整備・管理してほしい。	トイレの日常管理に関するご意見については、庁内で共有いたします。なお、トイレを含む便益施設の整備については、現案のp109では補修・交換のみ可能となっているため、施設の更新が可能となるよう追記します。ただし、その内容は現状変更等の取扱い基準に準じて検討することになります。	有り
4	毛利家の霊廟（墓）についての対応はどう考えているのか。	毛利家墓所については、現案ではp67の「史跡佐伯城跡を構成する諸要素」において、史跡指定範囲外に所在しているものの、史跡佐伯城跡を理解するうえで重要な施設の一つに挙げています。また、p95の「追加指定（公有化）及び指定の格上げ」において、所有者の意向を尊重することを前提に、将来の選択して追加指定を検討することを記載しています。	無し
5	77ページの基本方針に、防災対策の場として活用を図るとある。城山の麓は津波の被害が想定される地域でありながら、地区住民をカバーできる高台が限定されている。防災備蓄倉庫の設置場所について、今後の考えを聞かせてほしい。	防災倉庫については、現案のp103の「活用の方向性」において、三の丸の遺構や景観に影響を及ぼさないことを前提として、防災倉庫を設置することを記載しています。ただし、本計画は史跡佐伯城跡の保存活用の方向性を示すものなので、具体的な設置場所は検討の対象としません。	無し
6	78ページにある市民と連携した保存活用について、具体的に教えてほしい。	市民と連携した保存活用については、現時点では石垣清掃ボランティアや生涯学習事業が該当します。将来的には、現案のp102の「学校教育・生涯学習における活用」において、多様な学びの場を設けてボランティアガイドの要請につなげることも想定しています。	無し

No.	提出された意見の要旨	実施機関の考え方及び修正した内容	修正
7	市民との連携について、現状では清掃活動やイベントなど、一過性の参加に留まっているため、市民の関与を発展させる仕組みを検討してほしい。計画途中での説明、整備前の意見交換、情報共有を位置付けてほしい。	市民意見の反映については、佐伯市では「佐伯市民意見提出手続実施要項」にもとづき、重要な計画等を作成する際には市民からの意見を募集することとしています。また、計画作成に関する委員会は原則として公開し、その他の手法でも常時意見を受け付けています。今後の佐伯城跡に関する計画の作成や事業の実施にあたっては、関係者や市民の意見を取り入れる機会を積極的に設けるよう努めます。	無し
8	山頂付近の日差し対策（自然な日陰の確保）や滞留環境の改善を行い、観光目的で訪れる方々が長く楽しめる環境を整備してほしい。	滞留環境については、史跡を快適かつ安全に見学するためにも重要であると考えます。現案のp78「整備の基本方針」で記載している、都市公園として安全や自然との調和をはかる方針にもとづき、今後策定する「史跡佐伯城跡整備基本計画」にてご意見を踏まえて検討いたします。	無し
9	79ページにある土地所有者について、本計画に地図にして明記すべきではないか。	土地の所有区分の図については、史跡佐伯城跡の基本的な情報の一つです。現案では、p63の「土地の所有状況」で図示しています。	無し
10	城山では豪雨や台風による斜面崩壊、水流の変化、樹木の老朽化が進んでいる。伐採や剪定については、内容や判断理由を簡易な記録として残し公開する。周囲の生態系への影響をモニタリングしながら段階的に整備を進めてほしい。	ご意見にあった行為は、現案のp95「現状変更等の取扱い基準」にあるとおり、原則として現状変更行為として取り扱い、関連書類は永年保存の対象となります。具体的な整備の内容や進め方については、今後策定する「史跡佐伯城跡整備基本計画」や「植生管理計画」にてご意見を踏まえて検討いたします。なお、剪定や伐採を行う際の生態系のモニタリングや段階的な実施については、本計画の整備に関する項目に追記いたします。	有り
11	計画案の第6章（表6-3/6-7）で植生・動物の調査不足が課題であり、植生管理が必要とされているが、その内容が抽象的であり、適切な水準や判断基準を明示してほしい。また、単なる調査だけでなく、ムササビなどの動物を『保存・活用のバロメーター（指標）』として計画内に位置付けることはできないか。ムササビが山域全体で定住し続けられる環境を目標として明確にすることで、整備の際の配慮点が分かりやすくなると思う。「佐伯城山の保存活用計画」も必要ではないか。	植生管理の指標等については、動物も含めた植生調査の結果をもとに検討する必要があると考えています。そのため、現案では植生調査がなされていないことを課題として記載しています。植生や動物に関する具体的な管理や整備のあり方については、今後策定する「植生管理計画」にてご意見を踏まえて検討いたします。	無し
12	「視点場」という概念が史跡保全と自然環境保全を両立させる点で非常に重要であると思うが、眺望確保の目的化による過度な伐採を避けるためにも、目的を視点場ごとに明確にし、自然環境や市民利用の実態に応じて定期的に見直せる仕組みを示してほしい。	史跡佐伯城跡の保存活用において、効果的な視点場の設定が重要であることは、ご意見のとおりと考えます。この視点場の具体的なあり方については、今後策定する「史跡佐伯城跡整備基本計画」及び「植生管理計画」にてご意見を踏まえて検討いたします。	無し

No.	提出された意見の要旨	実施機関の考え方及び修正した内容	修正
13	表6-9の現状変更等の取扱い基準のうち、史跡を壊す整備も可能なように読めるところがある。国指定の価値をきちんと守れるよう、あくまでも史跡の保存が前提となることを条件としてほしい。	国指定史跡としての価値を保存していくことが保存活用の大前提となることは、ご意見のとおりです。現案のp97「現状変更等の取扱い基準」において、史跡への影響があるものは認めないことを原則とするよう表現を修正いたします。	有り
14	国指定の史跡佐伯城跡を対象とした計画で、県指定の有形文化財である三の丸櫓門の取り扱い基準まで決めてしまっても良いのか疑問がある。文化財の分類も指定のランク（国と県）も違うので、改めて検討した方がよいのではないか。	史跡佐伯城跡において、三の丸櫓門は唯一の現存建築物として非常に重要なものであると考えています。そのため、現案では原則的な取扱い基準を示すこととしました。しかし、本計画の策定段階で県指定有形文化財の取扱い基準について総合的に検討できたとは言い難いため、法令等にもとづく記載とし、個別事象の判断については大分県教育庁文化課に報告・相談することとするよう修正いたします。	有り
15	城山を学校教育・生涯学習において段階的・継続的に活用できるカリキュラムや講座を作ってほしい。これにより郷土愛や城山への関心を持つ市民が増えることも期待される。	現案のp102「学校教育・生涯学習における活用」において、小・中学校での学習段階に応じた連携や、生涯学習における機会を提供することを記載しています。また、本年度には『佐伯市誌』を学校教材用に編集した『さいき学ブック』を作成し、佐伯城跡や城山の自然を取り上げます。同書を活用した学校との連携や学習の推進に努めることを追記いたします。	有り
16	活用面において、佐伯市歴史資料館をはじめとした周辺施設との連携をより積極的に推進してほしい。	周辺施設との連携については、現案のp78の「活用の基本方針」にあるとおり、佐伯城跡は佐伯市歴史資料館の屋外展示として位置付けられているほか、p8からの「佐伯市の関連計画」においても、主に山際通り周辺の環境や、施設の充実や連携を推進することが記載されています。本計画でもその位置づけを再度明確にするため、p103の「周辺連携・観光活用」において、周辺施設との連携を記載しています。今後ともご意見を踏まえ、積極的な連携に努めていきます。	無し
17	大規模な伐採や景観に影響を及ぼす整備を行う場合には、その理由（例えば伐採の必要性など）を現地看板やSNSで公開する仕組みを作ったり、市民への説明・意見聴取の機会を設けるなど、市民が納得・共感できるようにしてほしい。	史跡佐伯城跡の保存活用において、市民の理解が非常に重要であることは、ご意見のとおりであると考えています。現案ではご意見にあった整備等の情報発信については触れていないため、現案p101からの「活用の方向性」等において、整備等を実施する際は積極的な情報発信を行うことを追記いたします。	有り

No.	提出された意見の要旨	実施機関の考え方及び修正した内容	修正
18	<p>櫓門に設置されている滑りケガ注意喚起の看板が灰色であり、景観への配慮がされているのか疑問である。また、現地の注意看板全般について、目立ちすぎないようにするため、デザインの統一感や最小限の数へ配慮が必要ではないか。周辺施設の看板も含めて、景観への配慮を欠いている部分があるため、周辺環境と一体的に整備し、統一的な指針を示してほしい。例えば、登り口に情報案内板を設置し、そこで统一的に必要な情報を確認できるようにするなど、具体的な整備方法を検討してほしい。</p>	<p>看板等については、これまでは必要に応じて個別に設置してきたために、統一感がない状態であることはご意見の通りであり、課題であると考えています。これら看板を含む各種サインについては、現案のp109「活用のための整備の方向性」において、史跡の景観に配慮した様式や意匠に統一することとしています。具体的な内容や設置場所については、今後策定する「佐伯城跡整備基本計画」にてご意見を踏まえて検討いたします。なお、本計画は史跡佐伯城跡を対象としたものであるため、周辺施設等については、それぞれの施設等において本計画や佐伯市景観条例・景観計画、佐伯市市街地ランドデザイン等を踏まえた対応がなされるものと考えます。</p>	無し
19	<p>櫓門下に俳句、短歌の掲示板があるが、国指定となった今、活用方法が別にあるのではないかと。撤去も検討すべきではないか。</p>	<p>ご意見のあった看板は、史跡佐伯城跡の指定範囲外に設置されているものです。本計画は史跡指定範囲内に所在するものを対象としているため、当該看板は検討の対象外としています。今後の利活用等は利用者の意向を確認しつつ、駐車場管理の観点から検討いたします。</p>	無し
20	<p>個別事業の実施にあたっては、保存活用計画との位置づけを明示してほしい。</p>	<p>本計画は佐伯城跡の保存活用の基本方針を定めるものであり、今後佐伯城跡で実施される各種事業は、原則として本計画に基づいて実施されることとなります。各事業の計画段階で、本計画との位置づけや内容の整合について十分に検討されるよう、佐伯市をはじめとした関係者で本計画の趣旨や内容を共有していきます。</p>	無し
21	<p>整備の際は、以下の点を検討してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ・櫓門左右の石垣の上を、白壁の土堀にする。 ・文化会館跡の奥の石垣、池、庭園を復元する。 ・三の丸御殿の跡の形を残す公園とする。 </p>	<p>三の丸の整備については、現案のp109「活用のための整備の方向性」において、三の丸は調査成果に基づく遺構表示等を行うこととしています。具体的な整備の内容は、今後策定予定の「史跡佐伯城跡三の丸整備計画（仮称）」において、ご意見を踏まえて検討いたします。</p>	無し
22	<p>自然環境や生態系に関する専用窓口や相談機能を庁内に設置し、市民がどこに相談すればいいかわかる状態にしてほしい。</p>	<p>自然環境や生態系に関することは、環境対策課が窓口となります。そのため、現案p110からの「運営・体制整備の課題」などに、環境対策課での対応に関する追記をします。</p>	有り
23	<p>城山に関する特別組織を設けるなど、庁内会議をより専門的な役割に近づける仕組みを計画内で示してほしい。</p>	<p>現案のp3にある庁内会議は、本計画の策定のために佐伯市内部の調整や情報共有を目的として設けたものです。今後の本計画の実施においても、同様に関係部署との連携をとっていきます。また、専門的な事項については、文化庁や大分県文化課のほか外部有識者の指導助言を仰ぐことが必要であると考えます。</p>	無し